

京都市店頭回収促進助成金交付申請の手引

1 助成事業の概要

(1) 目的

京都市では、循環型社会の構築に向けて、本市施設での拠点回収等の実施に加え、市民が日常の買い物行動の中で資源物を出すことができる店頭回収*を促進することで、資源循環の一層の促進や市民の利便性の向上を図るため、「資源物店頭回収促進支援事業」を実施しています。

この事業は、店頭回収の開始を支援するため、店頭での資源物回収を新たに実施する小売事業者に対して、「資源物回収容器の購入」や「回収に係る表示物の作成」等に必要な経費の一部を助成するものです。

※ 事業者が自ら運営する店舗における、市民が持ち込むペットボトル、充電式電池などの資源物の回収

【回収する資源物の例】

新聞・ダンボール、雑がみ（紙箱、包装紙など）、紙パック、アルミ付き紙パック、缶（アルミ、スチール）、びん、ペットボトル、食品トレイ、プラスチック類（食品トレイ、ペットボトル以外のプラスチック製の容器包装、プラスチック製品）、充電式電池、電池（乾電池、ボタン電池）、小型家電、古着類、使用済てんぷら油

(2) 交付対象となる事業

小売事業者が新たに店頭回収を実施し、民間事業者において資源物のリユース又はリサイクルを行う際に、店頭で必要となる回収容器等の購入及び設置等です。

＜ただし、以下の場合は、対象外となります。＞

ア 回収容器等の設置年度を含めて3年度*以上回収を継続する見込みがない場合

※ 期間中の回収量等の報告が必須です（「4（1）資源物の回収量等に係る報告」参照）。

イ 店頭回収を実施しようとする店舗において、過去に本助成金の交付を受け、「（5）助成金の額」に示す限度額に達している場合

ウ 回収品目の増加を伴わない場合

エ 特定の事業者の製品のみを回収する場合

オ 店舗で取扱いがない商品に関する資源物を回収する場合

カ 回収した資源物の適正な運搬、リユース・リサイクルに係るルートが確保されていない場合

キ 回収した資源物がリユース、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルされる見込みがない場合

ク 自ら古物として販売することを目的として資源物を回収する場合

(参考)

リサイクルの種類	概要	助成金の交付対象
マテリアルリサイクル	資源物を再生品の原材料として利用すること (再生紙、アルミ缶リサイクルなど)	○
ケミカルリサイクル	資源物を化学的に処理して、製品の化学原料にすること (高炉還元剤、ガス化など)	○
サーマルリサイクル	資源物から熱エネルギーを回収すること	×

(3) 交付対象者

次に掲げる要件を全て満たす物品小売事業者となります。

- ア 市内に店舗を有していること
- イ 租税公課を滞納していないこと
- ウ 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当しないこと

(4) 交付対象経費

助成金の交付対象経費は、店頭回収の実施に要する費用のうち、次に掲げるものです。

- ア 回収容器及び回収機器（以下「回収容器等」）の購入に係る経費
- イ 回収容器等の設置に係る経費
- ウ 市民に適正な排出を呼び掛ける表示物の作成及び設置に係る経費

項目	例
ア 回収容器等の購入に係る経費	・回収容器等本体の購入費
イ 回収容器等の設置に係る経費	・回収容器等の設置費 ・基礎工事費 ・電気工事費 ・計量器の設置費
ウ 表示物及び配布物の作成並びに設置に係る経費	・表示板の作成及び設置費

※ 対象経費には、消費税及び地方消費税は含みません。

【対象外の経費の事例】

- ・回収容器等の借上げに要する費用
- ・土地・建物の取得費や借上げに要する費用
- ・回収容器等の設置場所以外に設置する表示板に関する費用
- ・設置に係る費用以外の諸経費（水道光熱費・通信費・保険料・人件費等）
- ・既設物の撤去に係る費用
- ・収入印紙代、その他諸税

(5) 助成金の額

助成金の額	限度額
対象経費の1/2	新たに回収する資源物1品目につき、5万円（最大15万円）

- ※ 上限額は、1店舗当たりの上限です。
- ※ 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、1,000円未満を切り捨てます。
- ※ 店舗での取扱いがない商品に関する資源物の回収は助成対象外です。
- ※ 予算の範囲内での交付となるため、上限額での交付とならない場合があります。
- ※ 既に店頭回収を実施している店舗でも、回収品目を増やす場合においては、当該品目に係る経費は助成対象となります。

(6) 申請期間

令和8年4月1日（水）～令和8年12月28日（月）

※ 助成金交付予定額が予算額に達し次第、受付終了となります。

2 申請方法

(1) 申請書類

No.	必要書類
1	京都市店頭回収促進助成金交付申請書（第1号様式）
2	設置する回収容器等及び表示物とそれらの設置場所の概要がわかる資料（見積書、カタログ、図面、写真等）
3	助成対象事業に要する経費の算出根拠を示す書類
4	京都市暴力団排除条例及び京都市暴力団排除条例施行規則の施行に係る要綱第3条に基づく誓約書
5	その他市長が必要と認める書類

(2) 申請書類の入手方法

申請書類の様式は、京都市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000329487.html>



(3) 申請に関する注意事項

ア 提出された書類は返却できません。

イ 京都市ホームページに掲載の「京都市店頭回収促進助成金交付要綱」を確認のうえ、申請してください。

ウ 助成金の交付決定は、申請受理の先着順となります。

エ 申請書類に不備・不足がある場合は受理できません。その場合、再提出された時点での受理となりますので御注意ください。

(4) 申請手続

必要書類を郵送又は電子メールで提出してください。

また、助成金の交付対象事業であるかの確認や、交付の条件等詳細については、事前に資源循環推進課まで御相談ください。

(提出先)

〒604-8571

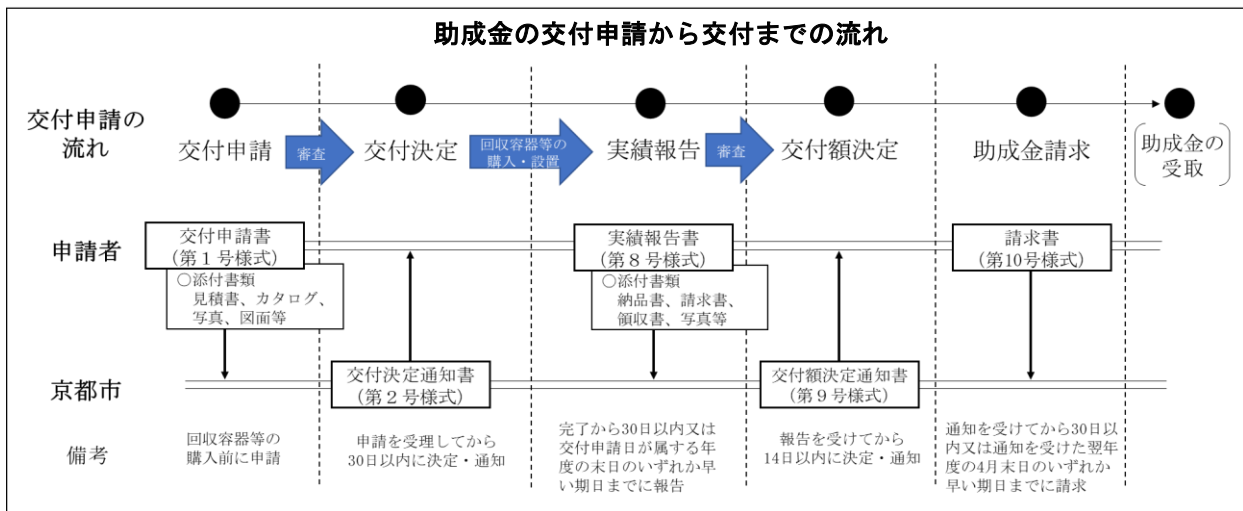
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 京都市役所地下 1 階
環境政策局循環型社会推進部 資源循環推進課 2 R 推進担当

E-mail : gomigenryo@city.kyoto.lg.jp

3 助成金交付までのスケジュール

(1) 助成金交付等の流れ

助成金の交付申請から交付までの基本的な流れは、以下のとおりです。



(2) 実績報告について

助成金交付決定を受け、回収容器等の設置完了後に提出いただく書類は以下のとおりです。

No.	必要書類
1	京都市店頭回収促進助成金実績報告書 (第8号様式)
2	事業に要した費用を支出したことを証する納品書の写し、請求書の写し、領収書の写し等
3	事業の実施状況を確認できる写真
4	その他市長が必要と認める書類

- ※ 設置完了から30日以内、又は3月31日までに必要書類を提出してください。
- ※ 第8号様式には、京都市内の商業施設や行政施設などの資源物回収拠点を掲載した「京都市資源物回収マップ」への掲載希望の有無を記入いただきます。掲載している回収品目等詳細については、以下のページを御確認ください。
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000070432.html>

(3) 助成金の請求について

助成金交付額の決定通知を受け、助成金の請求を行う際に提出いただく書類は以下のとおりです。

No.	必要書類
1	京都市店頭回収促進助成金請求書 (第10号様式)

- ※ 助成金交付額の決定通知を受けてから30日以内、又は4月30日までに必要書類を提出してください。

4 交付後の注意事項

(1) 資源物の回収量等に係る報告

交付対象者は、実績報告後においても、本市の求めに応じ、回収容器等の購入及び設置等を行った年度からその翌々年度までの資源物の回収量や処理方法、処理業者等について、年に1回、報告いただく必要があります。

(2) ごみ減量・分別に係る啓発への協力

交付対象者は、回収容器等の購入及び設置等を行ったのち、本市のごみ減量・分別に係る啓発物の設置等に協力いただきます。

(3) 交付金の返還

交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の取消、交付額の変更、既に交付した助成金の返還を命じることがあります。

- ア 不正の手段により助成金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- イ 助成金の交付の目的に反して助成金を使用したとき。
- ウ 助成金の交付条件に違反したとき。
- エ 京都市店頭回収促進助成金交付要綱の規定に違反したとき。

(4) 購入物品の管理等

交付対象者は、助成金の交付を受けて購入した物品を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図ってください。

5 問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 京都市役所地下 1 階
環境政策局循環型社会推進部 資源循環推進課 2 R 推進担当

TEL : 075-222-3946 FAX : 075-213-0453 E-mail: gomigenryo@city.kyoto.lg.jp